

委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況 (平成 15 年 11 月 25 日現在)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの

文書番号	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
・厚生労働省発食安第 0701015 号	清涼飲料水 48 種の化学物質及び 93 種の農薬
・厚生労働省発食安第 0701021 号 ※	食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保
・厚生労働省発食安第 0801001 号	遺伝子組換え食品等 ワタ 281 系統、ワタ 3006 系統、ワタ 281 系統とワタ 3006 系統を掛け合わせた品種、トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
・15 消安第 981 号 ・厚生労働省発食安第 0805007 号	｝ 飼料添加物 リボフラビン
・15 消安第 987 号 ・厚生労働省発食安第 0805006 号	｝ 動物用医薬品 エトキサゾール
・15 消安第 1321 号 ・厚生労働省発食安第 0825002 号	｝ 飼料添加物 アスタキサンチン、カンタキサンチン
・厚生労働省発食安第 1006001 号	微生物 セレウス菌
・厚生労働省発食安第 1008003 号	添加物 ポリソルベート 20、ポリソルベート 60、ポリソルベート 65、ポリソルベート 80
・厚生労働省発食安第 1017001 号	疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直し
・厚生労働省発食安第 1020001 号	添加物 ナタマイシン
・厚生労働省発食安第 1020002 号	添加物 ナイシン
・厚生労働省発食安第 1020003 号	添加物 亜酸化窒素
・厚生労働省発食安第 1020004 号	添加物 亜塩素酸ナトリウム
・厚生労働省発食安第 1028004 号	特定保健用食品 自然のちから サンバナバ、プリトロール、プレティオ、マインズ<毎飲酢>リンゴ酢ドリンク、ラクチトールガムストロングミント、ラクチトールガムマイルドミント、ヘルシープラス 野菜 MIX ゼリー、健康博士 ギャバ、チチヤス低糖ヨーグルト、ヒアロモイスチャー S、ガイオ タガトース、稲から生まれた青汁、ピュアセレクトサラリア、LC1 ヨーグルト、健康道場 おいしい青汁、リセッタ 健康ソフト
・厚生労働省発食安第 1029001 号	農薬 エチプロロール、ピリダリル
・厚生労働省発食安第 1030002 号	遺伝子組換え食品等 MON810(鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ)と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統を掛け合わせた品種、LLCotton25(除草剤耐性わた)、SP990(リパーゼ)、SP572(ペクチナーゼ)、BRG-1(α-アミラーゼ)、SPEZYME FRED™(α-アミラーゼ)、PLA2(ホスホリパーゼ A2)
・15 消安第 3007 号※	BSE 発生国からの牛受精卵の輸入について
・15 消安第 3008 号 ・厚生労働省発食安第 1031001 号	｝ 動物用医薬品 イミダクロプリド
・15 消安第 3306 号 ・厚生労働省発食安第 1111003 号	｝ 動物用医薬品 牛用マンヘミア・ヘモリチカ 1 型菌不活化ワクチン
・15 消安第 3367 号	飼料 豚由来たん白質等の飼料への利用について
・15 消安第 3368 号	遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・テンサイ H7-1 系統

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの（続き）

文書番号	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
・厚生労働省発食安第 1117001 号	農薬 オキサジアルギル
・厚生労働省発食安第 1117002 号	農薬 ボスカリド
・厚生労働省発食安第 1117003 号	農薬 ピラクロストロビン
・厚生労働省発食安第 1121001 号	添加物 アセトアルデヒド
・厚生労働省発食安第 1121002 号	添加物 イソブタノール
・厚生労働省発食安第 1121003 号	添加物 2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジン
・厚生労働省発食安第 1121004 号	添加物 2,3,5,6-テトラメチルピラジン
・厚生労働省発食安第 1121005 号	添加物 プロパノール

注：※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件

II 専門調査会における審議結果報告書（案）について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果報告書（案）
15.11.20 ～ 15.12.17	農薬 ノバルロン

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの

文書番号	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
府食第 27 号(7/24)	かび毒 パツリン
府食第 28 号(7/24)	添加物 メチルヘスペリジン
府食第 29 号(7/24)	添加物 コウジ酸
府食第 30 号(7/24)	動物用医薬品 サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン／ストレプトマイシン、ダノフロキサシン
府食第 34 号(7/31)	添加物 ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム
府食第 35 号(7/31)	添加物 酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム
府食第 68 号(8/28)	動物用医薬品 カルバドックス
府食第 69 号(8/28)	添加物 アセスルファミカリウム
府食第 83 号(9/ 4)	サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品
府食第 99 号(9/11)	特定保健用食品 ファイバー食パン 爽快健美、豆鼓エクス つぶタイプ、ヘルシーコレステ、エコナマヨネーズタイプ
府食第 101 号(9/11)	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保
府食第 119 号(9/18)	農薬 EPN、エチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テプラロキシジム、トリネキサパックエチル、ファモキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド
府食第 129 号(9/25)	添加物 L-アスコルビン酸 2-グルコシド
府食第 130 号(9/25)	添加物 亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム
府食第 131 号(9/25)	添加物 タール色素
府食第 269 号(11/14)	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること
府食第 322 号(11/21)	牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正



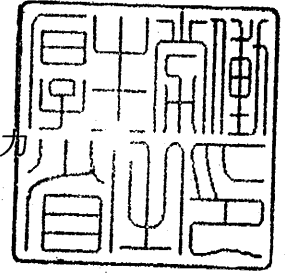
厚生労働省発食安第 1121001 号

平成 15 年 11 月 21 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



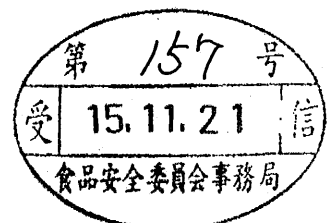
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること。

アセトアルデヒド





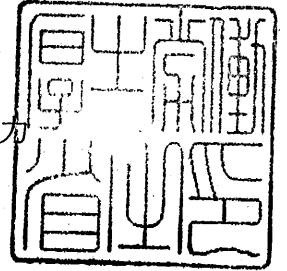
厚生労働省発食安第 1121002 号

平成 15 年 11 月 21 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



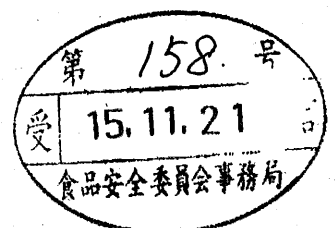
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること。

イソブタノール



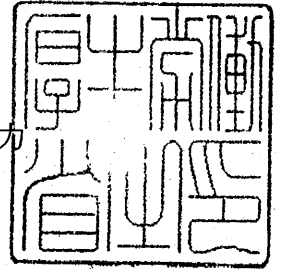
厚生労働省発食安第 1121003 号

平成 15 年 11 月 21 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



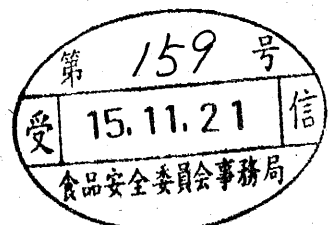
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること。

2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジン



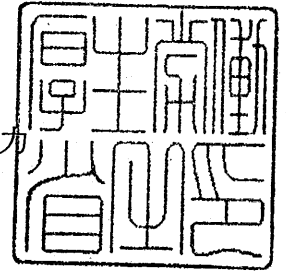


厚生労働省発食安第 1121004 号
平成 15 年 11 月 21 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



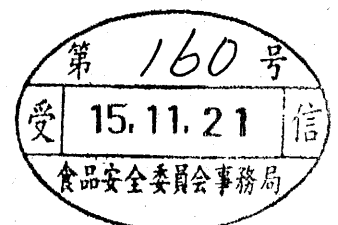
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること。

2,3,5,6-テトラメチルピラジン



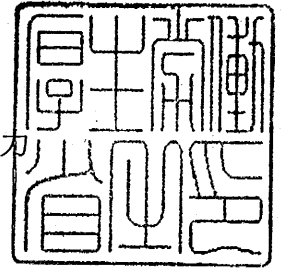


厚生労働省発食安第 1121005 号
平成 15 年 11 月 21 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること。

プロパノール

